

自営就農 新たに農業を始める、親とは違う分野で農業を始める

農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）

農業次世代人材投資資金には、「準備型」と「経営開始型」の2つがあります。

「準備型」は、農業大学校や就農学校・ファーマーズスクールなど県が認定した研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付します。

「経営開始型」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者に対し、経営開始1～3年目に年間150万円、経営開始4～5年目に年間120万円を交付します。

※交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

農業次世代人材投資資金準備型の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

1) 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2) 独立・自営就農^{※1}または雇用就農または親元での就農^{※2}を目指すこと

※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するかまたは農業法人の共同経営者になること

3) 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと

4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること

6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

7) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと



農業次世代人材投資資金経営開始型の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付

1) 独立・自営就農時年齢が49歳以下の認定新規就農者[※]で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

2) 独立・自営就農であること

① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している

② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている

③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する

④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する

※親元に就農する場合でも、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする

⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること

5) 人・農地プランへの位置づけ

市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること

6) 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

7) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

✓ 交付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する)

2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する

3. 平成29年度以前に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後5年度目までとする

4. 資金の額は、経営開始1～3年目は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始4～5年目は、交付期間1年につき1人あたり120万円を交付する。

5. 中間評価の結果、早期に経営を確立し、さらなる経営発展につながる取り組みを行う者に対し、最大150万円(または3年目交付額の2倍のうち低い額)を交付し、本事業から卒業

⚠ 交付停止について

1. 原則、前年の世帯所得が600万円(次世代資金含む)を超えた場合

2. 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合。

3. 経営開始3年目終了後に、所得水準等を含む共通の評価基準に基づいて行われる中間評価において、経営発展する意欲が乏しく所得目標の達成が見込まれないと判断された場合

⚠ 返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

就職氷河期世代の就農前の研修を後押しする資金として、「就職氷河期世代の新規就農促進事業」があります。交付要件は農業次世代人材投資資金(準備型)と同じです。

交付対象者

申請時の年齢が30歳以上で、かつ就農予定時の年齢が49歳以下の者。29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など、就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面しているものとして認められた者。